

平成 28 年 12 月 1 日

受益者の皆様へ

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

**「米国ハイブリッド優先証券ファンドAコース（為替ヘッジあり）／  
Bコース（為替ヘッジなし）」の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「米国ハイブリッド優先証券ファンドAコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」（以下「当ファンド」といいます。）は、平成 22 年 8 月に運用を開始し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。

当ファンドは、目論見書におきまして「組入銘柄が 2 つ以上の国際的格付会社から、BBB+格または Baa1 格相当以下に格下げされた場合は、当該銘柄を速やかに売却し、ファンド全体の信用力の低下をコントロールします。」と記載しており、それに沿った運用を継続しております。しかしながら、昨今の市況環境や市場動向等により、格下げされる銘柄が増加しており、また、今後も規制の強化や更なる資本の充実が求められることも予想され、将来の格下げの可能性も増しております。このような状況の下、格下げ銘柄を売却しなければならないことで本来の商品性を維持した運用の継続が困難な状況となっております。

弊社では、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、この度、上記のような状況に鑑み、このまま運用を継続するよりも、信託を終了し、お預かりいたしました運用資産をお返すことが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至りました。これにより、平成 29 年 2 月 13 日を償還日として当ファンドの信託終了（繰上償還）を行うため、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に基づき書面決議の手続きをとることといたしました。

つきましては、平成 28 年 12 月 1 日現在の受益者の皆様には、同封の議決権行使書面に賛否をご記入いただき、平成 28 年 12 月 26 日（必着）までに弊社宛てにお送りくださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書面をお送りいただかない場合は、投資信託約款の規定に基づき賛成として取扱われますので、ご賛成の場合には特段の手続きをとる必要はございません。

また、この度の信託終了（繰上償還）および書面決議の手続きについて後記のとおり、ご案内させていただきますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

本件に関しまして、ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号： 03-5208-5858（受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

## 記

### 1. 信託終了（繰上償還）を行う理由

当ファンドは、目論見書におきまして「組入銘柄が2つ以上の国際的格付会社から、BBB+格またはBaa1格相当以下に格下げされた場合は、当該銘柄を速やかに売却し、ファンド全体の信用力の低下をコントロールします。」と記載しており、それに沿った運用を継続しております。しかしながら、昨今の市況環境や市場動向等により、格下げされる銘柄が増加しており、また、今後も規制の強化や更なる資本の充実が求められることも予想され、将来の格下げの可能性も増しております。このような状況の下、格下げ銘柄を売却しなければならないことで本来の商品性を維持した運用の継続が困難な状況となっております。弊社では、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、この度、上記のような状況に鑑み、このまま運用を継続するよりも、信託を終了し、お預かりいたしました運用資産をお返すことが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至りました。これにより、平成29年2月13日を償還日として当ファンドの信託終了（繰上償還）を行うため、投信法に基づき書面決議の手続きをとることといたしました。

### 2. 書面決議の日程および手続き

#### (1) 日程

- ①受益者および受益権口数の確定日：平成28年12月1日（木）
- ②議決権行使期間：平成28年12月1日（木）～平成28年12月26日（月）
- ③書面による決議の日：平成28年12月27日（火）
- ④信託終了（繰上償還）予定日：平成29年2月13日（月）
- ⑤償還金支払開始日（予定）：上記信託終了日（繰上償還日）の翌営業日以降

※「書面決議」とは、投信法の規定に基づき投資信託の約款変更や信託終了（繰上償還）を行おうとする場合に、受益者を対象として、書面による決議を行い、可否を決める手続きをいいます。

#### (2) 手続き

平成28年12月1日現在の受益者\*の皆様が、上記の議決権行使期間中に、委託者であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社に対して書面をもって議決権を行使することができます。

\*平成28年11月29日までに取得申込を行い平成28年11月29日時点において保有している受益権について議決権が付与されます。

本議案は平成28年12月1日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決されます。この場合、予定通り平成29年2月13日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。

書面決議により本議案が否決された場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。この場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）を行わない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

また、書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、決議の日（平成 28 年 12 月 27 日）の翌日以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページアドレス <http://www.pinebridge.co.jp/>

### 3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了（繰上償還）に対して賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、平成 28 年 12 月 26 日（必着）までに弊社宛てにお送りください。

「議決権行使書面」は平成 28 年 12 月 26 日到着分までを有効とさせていただきます。また、当決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をお送りいただかない場合）は、本議案に賛成するものとして取扱わせていただきます。したがって、賛成する場合には特段のお手続きは必要はございません。

< 議決権行使書面送付先 >

〒100-6813 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 1 号 JA ビル

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

米国ハイブリッド優先証券ファンド A コース（為替ヘッジあり） / B コース（為替ヘッジなし）

繰上償還 議決権行使書面受付係 宛

#### 【議決権行使に関するご留意事項】

- ・同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・「本議案についての賛否」の欄に記載がない議決権行使書面をご提出いただいた場合は、賛成するものとして取扱わせていただきます。

### 4. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行う場合において、投信法第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。このため、本議案に反対された受益者の方に対する買取請求は行いません。

以 上

#### ※個人情報の取扱いに関して

議決権行使書面にご記入いただいた内容（個人情報）は、この度の信託終了（繰上償還）の書面決議の手続きに関する事務を処理するために利用いたします。また、当該個人情報は、書面決議の手続きを行うにあたり、弊社および販売会社の間で共有させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。